

# **上板町分別収集計画**

**(第11期)**

**令和7年6月**

**上板町環境保全課**

# 上板町分別収集計画

令和7年6月23日

## 1. 計画策定の意義

上板町は、吉野川水系や阿讃の山々の豊かな水と緑、更に温暖な気候に恵まれ、昔から農業を中心に発展してきた。近年はブロッコリーや人参の栽培など、農業を中心とした一次産業が盛んな地域である。

そうした恵まれた自然環境を守り、快適で潤いのある生活環境を創造するためには、大量生産・大量消費・大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルに歯止めをかけ、循環型の廃棄物処理を形成していく必要があり、そのためには、社会を構成する全ての立場（消費者・事業者・町）においてその役割を認識し、履行していくことが求められている。

現在、当町の廃棄物処理施設は、2市2町による中央広域環境センターでの破碎・選別・ガス化溶融処理を行うことで埋立廃棄物の発生は極めて少ないものの、廃棄物処理の現況は非常に厳しい状況にある。

本計画は、こうした状況の中、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進に関する法律」（以下「容器包装リサイクル法」という。）第8条に基づいて、一般廃棄物の大宗を占める容器包装廃棄物を分別収集し、地域における容器包装廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進し、最終処分量の削減を図る目的で、町民・事業者・行政それぞれの役割や、具体的な推進方策を明らかにし、これを公表することにより、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の3Rを推進することによって、廃棄物の減量や最終処分場の延命化、温室効果ガスの削減、資源の有効利用が図られ、循環型社会の形成が図られるものである。

## 2. 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

### a 適正処理の推進

廃棄物の発生から最終処分まで一貫した廃棄物の処理を行うため、5分別収集（可燃ごみ、圧縮ごみ、破碎ごみ、資源物、大型ごみ）とし、計画的な収集・運搬及び処理・処分を行う。

また、容器包装廃棄物の発生抑制、再使用、リサイクルを基本とした地域社会づくりを推進する為、自治会、団体、学校等を中心とした拠点回収を整備する。

b 生活環境の保全

計画処理区域内のごみを速やかに収集・運搬し、中間処理、最終処分することにより衛生的かつ効率的に、減量化・無害化及び安定化を行う。

c 資源化と有効利用の推進

処理の効率化及び省資源・省エネルギー化を図るため、ごみの減量化・資源化、有効利用等を推進する。

d 処理施設の近代化、高度化

現在の技術水準を踏まえて、経費的問題を考慮しつつ、近代的かつ高性能な中間処理施設を建設し、また、周辺環境に対する公害、災害等の防止に万全を期す。

e 住民への啓発

ごみの適正処理、減量化、資源化を進めていくために住民の協力は必要不可欠であり、資源の有効利用及び排出者責任等、「ごみ」について住民への啓発を積極的に行う。

f 住民の協力

ごみの減量化・再資源化への取り組みは、行政側のみの計画・努力では、実現化は不可能であり、地域住民の協力が絶対不可欠な条件となる。そこで本町でも、ごみの減量化・再資源化を推進していく上で様々な住民協力を求めるべく、ごみ行政の現状と進捗状況に係る情報を公開し、住民に参加している実感を持ってもらう。

g 経済的で効率のよいごみ処理体系の確立

公共性の確保と住民サービスの水準を保持しながら、経済的、効率的なごみの処理体系の確立を図る。

### 3. 計画期間

本計画の計画期間は、令和5年4月を始期とする5年間とし、3年ごとに改定する。

### 4. 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色・茶色・その他）、飲料用紙容器、段ボール、紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。

### 5. 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み

(法第8条第2項第1号)

| 区 分     | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 | 令和12年度 |
|---------|-------|-------|--------|--------|--------|
| 容器包装廃棄物 | 534 t | 526 t | 518 t  | 511 t  | 503 t  |

## 6. 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項

(法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出の抑制の促進を図るため、以下の方策を実施する。

なお、実施に当たっては、町民、事業者、再生事業者等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図ることが重要である。

分別収集の実施に当たり、アンケート調査を行う等により町民、事業者のごみ処理に対する意識を把握する。

また、自治会等を通して町民と事業者との対話や普及啓発活動を促進するとともに、容器包装廃棄物の3Rを推進する。

### a 環境教育、啓発活動の充実

学校や地域社会の場における副読本等を活用した環境教育、学校給食における牛乳パックの回収・リサイクルの取組やごみ処理施設の見学会などあらゆる機会を活用し、町民、事業者に対して、ごみ排出量の増大、最終処分場のひっ迫、ごみ処理に要する経費の急増等ごみ処理の状況についての情報を提供し、認識を深めてもらう。さらに、ごみの排出抑制、分別排出、再生利用の意義及び効果並びに温室効果ガス削減等の環境負荷低減の効果、ごみの適切な出し方等に関する教育啓発活動に積極的に取り組む。

### b 過剰包装の抑制

町内各商品販売事業者へ包装の簡素化の推進を依頼する。

### c 販売包装の有料化、買い物袋の持参の徹底

レジ袋等の容器包装の有料化、繰り返し使用が可能な買い物袋（マイバッグ）の持参の徹底等の普及啓発等を行い、スーパーマーケット等の小売店での容器包装の使用の合理化を行う。

### d リターナブル容器、再生資源を原材料とした製品の積極的な利用、販売の促進・「プラスチック・スマート」キャンペーンへの登録

不必要なワンウェイ（使い捨て）プラスチックの排出抑制の取組等を実施し、環境省が展開する「プラスチック・スマート」キャンペーンに登録することにより“プラスチックとの賢い付き合い方”について、内外に発信する。

7. 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分  
(法第8条第2項第3号)

| 分別収集をする容器包装廃棄物の種類                                                                                        | 収集に係る分別の区分  |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| 主としてスチール製の容器<br>主としてアルミ製の容器                                                                              | 圧縮ごみ        |
| 主として<br>ガラス製の容器 <div> <div></div> <div>無色のガラス製容器</div> <div>茶色のガラス製容器</div> <div>その他のガラス製容器</div> </div> | 破碎ごみ        |
| 主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの<br>(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)                                               | 資源物(紙パック)   |
| 主として段ボール製の容器                                                                                             | 資源物(段ボール)   |
| 主として紙製の容器包装であって上記以外のもの                                                                                   | 資源物(雑紙)     |
| 主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆを充てんするためのもの                                                        | 資源物(ペットボトル) |

8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル 法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み  
(法第8条第2項第4号)

|                                                                | 令和8年度 |         | 令和9年度 |         | 令和10年度 |         | 令和11年度 |         | 令和12年度 |         |
|----------------------------------------------------------------|-------|---------|-------|---------|--------|---------|--------|---------|--------|---------|
| 主としてスチール製の容器                                                   | 11 t  |         | 11 t  |         | 11 t   |         | 11 t   |         | 11 t   |         |
| 主としてアルミ製の容器                                                    | 3 t   |         | 3 t   |         | 3 t    |         | 3 t    |         | 3 t    |         |
| 無色のガラス製容器                                                      | (合計)  |         | (合計)  |         | (合計)   |         | (合計)   |         | (合計)   |         |
|                                                                | 27 t  |         | 26 t  |         | 26 t   |         | 25 t   |         | 25 t   |         |
|                                                                | (引渡額) | (独自処理額) | (引渡額) | (独自処理額) | (引渡額)  | (独自処理額) | (引渡額)  | (独自処理額) | (引渡額)  | (独自処理額) |
|                                                                | t     | 27 t    | t     | 26 t    | t      | 26 t    | t      | 25 t    | t      | 25 t    |
| 茶色のガラス製容器                                                      | (合計)  |         | (合計)  |         | (合計)   |         | (合計)   |         | (合計)   |         |
|                                                                | 32 t  |         | 32 t  |         | 31 t   |         | 31 t   |         | 30 t   |         |
|                                                                | (引渡額) | (独自処理額) | (引渡額) | (独自処理額) | (引渡額)  | (独自処理額) | (引渡額)  | (独自処理額) | (引渡額)  | (独自処理額) |
|                                                                | t     | 32 t    | t     | 32 t    | t      | 31 t    | t      | 31 t    | t      | 30 t    |
| その他のガラス製容器                                                     | (合計)  |         | (合計)  |         | (合計)   |         | (合計)   |         | (合計)   |         |
|                                                                | 6 t   |         | 6 t   |         | 5 t    |         | 5 t    |         | 5 t    |         |
|                                                                | (引渡額) | (独自処理額) | (引渡額) | (独自処理額) | (引渡額)  | (独自処理額) | (引渡額)  | (独自処理額) | (引渡額)  | (独自処理額) |
|                                                                | t     | 6 t     | t     | 6 t     | t      | 5 t     | t      | 5 t     | t      | 5 t     |
| 主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの<br>(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)     | 1 t   |         | 1 t   |         | 1 t    |         | 1 t    |         | 1 t    |         |
| 主として段ボール製の容器                                                   | 42 t  |         | 41 t  |         | 40 t   |         | 40 t   |         | 39 t   |         |
| 主として紙製の容器包装であって上記以外のもの                                         | (合計)  |         | (合計)  |         | (合計)   |         | (合計)   |         | (合計)   |         |
|                                                                | 11 t  |         | 11 t  |         | 10 t   |         | 10 t   |         | 10 t   |         |
|                                                                | (引渡額) | (独自処理額) | (引渡額) | (独自処理額) | (引渡額)  | (独自処理額) | (引渡額)  | (独自処理額) | (引渡額)  | (独自処理額) |
|                                                                | t     | 11 t    | t     | 11 t    | t      | 10 t    | t      | 10 t    | t      | 10 t    |
| 主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの | (合計)  |         | (合計)  |         | (合計)   |         | (合計)   |         | (合計)   |         |
|                                                                | 11 t  |         | 11 t  |         | 10 t   |         | 10 t   |         | 10 t   |         |
|                                                                | (引渡額) | (独自処理額) | (引渡額) | (独自処理額) | (引渡額)  | (独自処理額) | (引渡額)  | (独自処理額) | (引渡額)  | (独自処理額) |
|                                                                | t     | 11 t    | t     | 11 t    | t      | 10 t    | t      | 10 t    | t      | 10 t    |

9. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

- a 直近年度（令和6年度）の各品目の収集量を上板町住民基本台帳（令和7年3月末）の人口で除して各品目ごとの1人当たりの原単位を算出する。
- b 各年度の人口予測を行い年度別ごとの推計人口を決定する。
- c 原単位に推計人口を乗じて各年度ごとの回収量を見込む。

| 令和8年度                       | 令和9年度                       | 令和10年度                      | 令和11年度                      | 令和12年度                      |
|-----------------------------|-----------------------------|-----------------------------|-----------------------------|-----------------------------|
| 10,889人<br>(対前年度比)<br>98.5% | 10,727人<br>(対前年度比)<br>98.5% | 10,567人<br>(対前年度比)<br>98.5% | 10,410人<br>(対前年度比)<br>98.5% | 10,255人<br>(対前年度比)<br>98.5% |

10. 分別収集を実施する者に関する基本的な事項

(法第8条第2項第5号)

町が直営で分別収集を行うものとする。

11. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項

(法第8条第2項第6号)

当面、町及び委託業者の施設でのリサイクルを実施するが、令和5年度より公益財団法人日本容器包装リサイクル協会への引渡しに向け、町単独での施設整備もあわせて検討実施する。（無色・茶・その他のガラス製容器）

既設の施設において処理を行う施設の名称・場所については以下の通りとする。

- 上板町リサイクルセンター 徳島県板野郡上板町七條字経塚6番地3

12. その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

- 自治会等による集団回収を促進するため、奨励金の交付、自治会への啓発活動、集積場所の施設の貸与などの支援を行う。
- 毎年度、分別収集計画記載事項の実績を確認、記録し、3年後の計画改定時には、その記録を基に事後評価を行うこととする。